

退職後の生活の支えに退職互助事業へ加入を!!

退職後の生活をお互いに支えあいませんか?



退職互助事業では医療費補助をメインとした事業を行っております

退職互助事業の給付の約86%が医療費補助です。

事業内容

医療費補助

- ▶満55歳～69歳
保険適用自己負担額の約5割 (円未満切り捨て)
年度内給付上限 **120,000円**
- ▶満70歳以上(終身)
保険適用自己負担額の約2割 (500円ごとに100円)
年度内給付上限 **38,000円**

人間ドック利用補助

事業年度内1回に限り、**10,000円**を上限に補助

福祉施設利用補助

互助会指定の宿泊施設に宿泊した場合、
1泊1,000円以上の支払いにつき**1,000円**の補助

長寿記念品贈呈

喜寿、米寿、白寿を迎えられる年度に**記念品**の贈呈

各種あっせん事業

会報の配付 (年1回、8月頃を予定)

※事業の詳細等手続については、「ゆとり本冊」「ゆとり別冊」第四章をご覧ください。事業内容は、規則改正等により変更する場合があります。

多くの会員の
支えとなっています。

医療費補助 制度の特徴

- 1 満55歳以上の方であれば、加入時一度の会費納入で生涯給付を受けられます。
- 2 保険診療分であれば、入院や手術だけでなく、風邪やケガも対象です。
- 3 診療科は問いません。
- 4 どちらの健康保険証であっても、補助対象です。
- 5 県外にお住まいの方も、請求できます。



退職互助事業の特徴

- 1 生涯会員です。
- 2 給付年齢の上限はございません。
- 3 退職後最初の2月末日まで申込みいただけます。

退職互助事業は、皆様からの会費で会員同士の相互扶助を行うことを目的とした任意加入の事業です。加入時に会費を一度、納入していただくだけで、生涯にわたってサポートを受けられます。中途退会の制度はありませんので、加入時にご負担いただいた会費はお返しできません。

退職互助事業会員数 12,830人 (令和3年8月31日現在)

退職互助事業に加入するためには…
会費は加入時1回だけ!給付は生涯受けられます。

(退職後、最初の2月末日まで申込みできます。再任用期間終了後の加入はできません。)

- 60歳以上の方は57万円、50歳～59歳の方は年齢に応じた会費をいただきます。

退職互助事業会費額						
年齢	50～55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳以上
金額	67万円	65万円	63万円	61万円	59万円	57万円

- 退職慰労金を充当することで、会費納入時の負担が少なくなります。
※退職慰労金とは、これまで納入された会費の約半分を退職時にお返しするものです。退職慰労金は、給料・加入期間等により異なります。算出方法等は「ゆとり別冊」第四章をご覧ください。
- 同時に50歳以上の配偶者の方も、年齢に応じた会費を納めて加入することができます。

平均的な医療費補助等の給付例を参考にご紹介します。 ※平成29年度 医療保険に関する基礎資料より (厚生労働省)

年齢	診療内容	自己負担総額(※)	一年度当たりの互助会給付額	10年間での互助会給付額
60歳～69歳	外来	年間約82,500円	82,500円×0.5=41,250円	41,250円×10年=412,500円
70歳～79歳	外来	年間約68,000円	68,000円÷500円=136 136×100円=13,600円	13,600円×10年=136,000円
60歳～79歳	人間ドック	基本健診料 約30,000円	10,000円(年度内1回)	10,000円×20年=200,000円



退職互助事業に加入するか悩んでいる、さくら先生のある日のランチ会

～ゆり子(退職会員歴4年)、すみれ(退職会員歴1年)、さくら(今年度未定年退職者)の歓談より～

さくら 私、今年度末で定年退職の年齢になりました。退職互助事業のリーフレットをもらったんですけど、「退職互助事業」に加入しようか悩んでいるんです。お二人は加入しましたか?

すみれ ゆり子先生に勧められて、昨年度私も加入したわ。人間ドックの補助を早速給付してもらったばかりよ。

さくら 加入時の会費も高い気がするし…退職後の医療費のイメージが湧かなくて…

ゆり子 そうよね。私も、悩んだけど今後年金収入だけで暮らしていくことを考えて、「念のため」に加入したの。そうしたら、一昨年玄関先で転んで骨折して、入院とリハビリで思っていた以上の出費を経験したわ。でも、退職互助事業に加入していたから、保険診療分の半分が給付されたの。ありがたかったわ。

さくら そうなんですね。病気に縁がないなんて考えず、「不安」だからこそ加入しておいたほうがいいのかもですね。

すみれ 医療費補助以外にも人間ドックにも補助があるから安心よ! さくら先生が加入したら、三人で旅行して、福祉施設利用補助を請求しましょうよ!



◆教職員互助会 退職準備 Q & A◆

※詳細は、『ゆとり』『ゆとり別冊』をご覧ください。

Question	Answer
退職と同時に退職互助事業に加入する方法は？	『退職互助事業加入申込書（両面印刷）』を提出し、会費を一括納入することで加入できます。 退職時に返還される退職慰労金を会費に充当しますので、不足分がある場合に振込をしていただきます。 『退職慰労金返還請求書』は、右上の退職互助事業加入希望“有”に○をつけ、『退職互助事業加入申込書』と一緒に互助会へ提出してください。（退職後、最初の2月末日までは申込みできます）
退職慰労金はいくらくらいですか？ ☺ 会費より退職慰労金が多い場合はどうなりますか？ ☺ 会費より退職慰労金が少ない場合はどうなりますか？	退職慰労金については、互助会までお問合せください。概算をお答えします。 ☺ 退職慰労金を退職互助事業会費に充当して残額がある場合は、共済組合の短期給付金の登録口座（旅費等の振込口座）へ5月下旬に返還します。口座の解約はしないでください。 ☺ 会費に不足がある方は、5月中旬頃に互助会より振込用紙を送付します。振込期限は6月上旬を予定しています。
持病や障害があっても加入できますか？	加入できます。 しかし、持病や障害の等級によって受けられる公的な補助金は退職互助事業の補助対象外となります。事業内容をお読みいただきご確認ください。
会費はどこを基準に決定されますか？	加入日時点の年齢で会費を決定します。 昭和37年4月2日生まれの方が令和4年4月1日に加入する場合は59歳の会費が適用になります。 会費（金額）は、本紙（表面）、ゆとり別冊または『退職互助事業加入申込書（裏面）』をご覧ください。
誕生日を待ってから加入できますか？	加入できます。 退職後、最初の2月末日まで申込みできます。退職後2か月過ぎてから加入を希望する場合は、直接互助会にご連絡ください。
配偶者も一緒に加入できますか？	互助会員が退職互助事業へ加入すると同時に、50歳以上の配偶者も加入ができます。 『退職互助事業加入申込書』は本人と配偶者それぞれ作成し一緒に提出してください。配偶者は、生年月日がわかるもの（保険証、免許証等）のコピーを添付してください。
医療費や人間ドックなど、補助金はどのように請求するのですか？	補助金給付のおおまかな流れは、①『領収書（コピー不可、再発行不可）』と『請求書』を互助会に送る→②互助会審査→③指定口座への送金となります。 補助金の請求方法等は、互助会ホームページでも紹介しています。加入された方には、退職互助事業（事業内容、各補助金請求方法等）について掲載した『退職互助事業のしおり』をご自宅に送付します。
公立学校共済組合以外の保険証でも補助金の対象ですか？	医療費補助金、人間ドック補助金ともに、健康保険の種別は問いません。 傷病により保険適用医療機関で受診したときの保険診療費自己負担額に対して補助金を給付します。保険外診療、入院時の食事負担額、介護保険や海外での診療等については対象になりません。
給付金は何歳まで請求できますか？	給付は生涯受けられます。 ただし、医療費補助金は年度内給付上限額を設けています。上限額は、1年度につき、70歳未満120,000円、70歳以上38,000円です。

※事業内容は、規則改正等により変更することがあります。

退職互助事業 加入までのスケジュール（年度末退職者の場合）

【4月1日加入希望者】

退職前	<ul style="list-style-type: none"> ●退職する互助会員は必ず『退職慰労金返還請求書』を提出してください。 ●退職互助事業加入希望者は、『退職互助事業加入申込書』を提出してください。 ※『退職関係書類一式』の提出期限に間に合わなかった場合、『退職互助事業加入申込書』は4月30日までに提出してください。
5月～6月	<ul style="list-style-type: none"> ●【5月下旬】退職慰労金を退職互助事業の会費へ充当 ●【6月上旬】会費不足額および配偶者の会費（全額）の納入期限 ●【6月下旬～7月上旬】『退職互助事業会員証』、『退職互助事業のしおり』の送付 ●加入日は4月1日です。4月1日以降の補助金請求に添付する領収書を保管願います。
『退職互助事業のしおり』が届いたら	<ul style="list-style-type: none"> ●『退職互助事業のしおり』に、退職互助事業の内容や補助金請求方法、請求書類（様式）を掲載しています。加入日以降の領収書をまとめ、補助金を請求してください。各請求の効力は3年です。
6月1日以降の加入希望者	<ul style="list-style-type: none"> ●会費を一括納入（振込）し、速やかに『退職互助事業加入申込書』の提出をしてください。 ●加入日は、会費納入日の翌月1日です。『退職互助事業会員証』と一緒に『退職互助事業のしおり』を加入した月の上旬に送付します。予定加入日以降の補助金請求に添付する領収書を保管願います。

★退職後、2か月目から最初の2月末日まで申込みができます。加入を希望する場合、まずは互助会までご連絡ください。

退職後の互助会事業 ～ 対照表 ～

Point!! 退職後、再任用職員として勤務される場合は、「退職互助事業」と「再任用互助事業」の両方、またはいずれかの加入ができます。各事業の詳細は、「ゆとり（本冊・別冊）」、「ダイアリー」、「互助会ホームページ」等でご確認ください。

退職後、最初の2月末日まで申込みできます。再任用期間終了後の加入はできません。

	退職互助事業	再任用職員の互助事業																								
加入資格	退職時50歳以上で、退職の日まで1年以上互助会員であった者 ・50歳以上の配偶者も同時に加入可能	再任用職員 ・勤務形態（フルタイム勤務・短時間勤務）にかかわらず加入可能																								
申込期間・加入日	①退職後1か月以内 ⇒加入日：退職日の翌日 （例）3月31日に退職した場合、4月1日 9月30日に退職した場合、10月1日 ②退職後2か月目から最初の2月末日まで ⇒加入日：加入申込書提出日の翌月1日 （例）3月31日に退職し、7月15日付で加入申込書を提出した場合、8月1日	加入希望年度の任用開始月 ⇒加入日：当該年度の任用開始日 （例）4月1日から任用の場合、4月1日 ・年度途中の加入不可 ・再任用会員として、前年度から継続加入の方は手続き不要																								
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ●上記① ・「退職互助事業加入申込書」 ●上記② ・会費を送金した振込通知書（コピー可） ・「退職互助事業加入申込書」 ※配偶者の方も同時に加入申込書が必要です。配偶者の申込みの場合は、生年月日を確認するため、保険証等の写しを添付してください。	<ul style="list-style-type: none"> ●フルタイム勤務の方 ・「加入申込書（原票）」 ●短時間勤務の方 ・「加入申込書（原票）」 ・「資格取得届出書」 ・「被扶養者（認定・取消）届出書」※ ※被扶養者の認定を受ける方のみ 																								
会費	令和4年度 加入会員一人当たりの会費（単位：万円） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>50</th> <th>51</th> <th>52</th> <th>53</th> <th>54</th> <th>55</th> <th>56</th> <th>57</th> <th>58</th> <th>59</th> <th>60以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td colspan="6">67</td> <td>65</td> <td>63</td> <td>61</td> <td>59</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・会費は加入時のみ1回限り ・加入時の年齢に応じて会費を一括納入 ・上記①の場合、退職者本人の会費は退職慰労金から充当し、不足分は振込用紙を送付 ・上記②の場合、振込用紙を送付（退職慰労金との相殺不可） ・配偶者の会費は振込用紙を送付 ⚠ 納入された会費はお返してきません。	年齢	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60以上	金額	67						65	63	61	59	57	月額3,000円 ・毎月給与から控除 ⚠ 加入を希望しない再任用職員は再任用後の所属の事務担当者に申し出てください。 ※給与システムの登録を変更しないと、互助会未加入でも月額3,000円が控除されます。
年齢	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60以上															
金額	67						65	63	61	59	57															
会員期間	終身 ⚠ 中途退会はできません。	再任用職員である期間（最長5年） ⚠ 年度途中の退会はできません。 ※退会時は、退会を希望する年度末までに「退会届」の提出が必要です。																								
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費補助 ・人間ドック補助 ・福祉施設利用補助 ・各種あつせん事業 ・長寿記念品贈呈 ・会報の配付 ・死亡給付金 	現職会員とほぼ同様※の給付 ※【対象外となる事業】 脳ドック補助金、長期会員慰労旅行助成、一般貸付・住宅貸付・看護休暇貸付、退職慰労金事業																								